

府 共 第 645 号  
平成 26 年 9 月 30 日

各都道府県

配偶者暴力相談支援センター主管部（局）長 殿

内閣府男女共同参画局推進課  
暴 力 対 策 推 進 室 長

母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 1 項第 3 号又は同条第 2 項第 3 号に該当する旨の証明をを求める者が配偶者からの暴力を受けた者である場合に係る証明書の発行について

配偶者からの暴力を受けた者が母子及び父子並びに寡婦福祉法（以下「法」という。）第 6 条第 1 項第 3 号又は同条第 2 項第 3 号において規定する「配偶者から遺棄されている女子又は配偶者から遺棄されている父子」に該当する場合には、厚生労働省雇用均等・児童家庭局において所管している施策（母子父子寡婦福祉資金の貸付け、母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金事業及び父子家庭自立支援給付金事業、母子・父子自立支援プログラム策定等事業など）の対象となるほか、法第 6 条第 1 項第 3 号又は同条第 2 項第 3 号については、同省職業能力開発局において所管している施策（公共職業訓練及び求職者支援訓練の受講あっせん）、法第 6 条第 1 項第 3 号については、同省職業安定局において所管している施策（特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用奨励金並びにキャリアアップ助成金（正規雇用等転換コース、短時間正社員コース）もその対象となり得ることとされ、これにあわせて、配偶者からの暴力を受けた被害者から市（特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所設置町村に対して、法第 6 条第 1 項第 3 号又は同条第 2 項第 3 号に該当する旨の証明書の発行の申請があった場合には、当該市及び福祉事務所設置町村の判断で証明書を発行することとされました。

市及び福祉事務所設置町村が証明書を発行するに当たっては、申請者に対し、必要に応じて「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（以下「保護に関する証明書」という。）」の提出を求めることも想定されます。このような

場合において、婦人相談所等は、申請者からの依頼を受けて、別添様式を参考とした保護に関する証明書を発行するなど、対応することとなっています。

また、保護に関する証明書は原則として婦人相談所において発行するものとされていることから、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）及び支援センターに指定されていない機関に配属された婦人相談員が相談を受け付けた場合も、当該支援センター長及び婦人相談員の所属機関の長の依頼により婦人相談所が証明書を発行することに留意願います。ただし、地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の支援センターが証明書を発行することとしても差し支えありません。

さらに、この保護に関する証明書は、配偶者からの暴力を理由として保護した者に対して婦人相談所等が発行するものであり、配偶者からの暴力があった事実を証明するものではないことを、念のため申し添えます。

以上につき、貴職から支援センター等関係機関及び管内の市町村（特別区を含む。）に周知して頂くようお願いいたします。なお、同日付で厚生労働省雇用均等・児童家庭局福祉課長から各都道府県婦人保護事業管部（局）長宛てに同様の通知が発出されていることを申し添えます。

おって、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言です。

また、平成 19 年 9 月 6 日付け府共第 386 号内閣府男女共同参画局推進課長通知「母子及び寡婦福祉法第 6 条第 1 項第 3 号に該当する旨の証明を求める者が配偶者からの暴力を受けた者である場合に係る証明書の発行について」は、廃止します。

（別添）配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（様式例）

（別添省略）